

重 要

神ト協発第 9号
令和2年4月8日

会 員 各 位

一般社団法人神奈川県トラック協会
会 長 吉 田 修 一

新型コロナウイルス発生に係る緊急事態宣言に伴う対応について

会員各位におかれましては、平素当協会の運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、政府においては、新型コロナウイルスの急速な蔓延等を踏まえ、令和2年4月7日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法という。」）に基づく緊急事態を宣言したところであります。

この宣言において神奈川県も緊急事態措置を実施すべき区域に指定されており、今後、神奈川県知事より県民等への外出の自粛要請や施設の使用停止、イベントの開催制限の要請・指示が行われる場合があります。

また、当協会は、特措法に基づき神奈川県より指定地方公共機関に指定されており、傘下の会員トラック運送事業者に対しては、例えば医薬品や防護服といった緊急物資輸送の要請・指示が行われる場合があります。

会員各位におかれましては、新型コロナウイルスによる輸送業務の停滞から生じる県民生活や経済への影響を最小限にするため、公共輸送機関としての輸送手段の確保にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当協会におきましては、会員からの日常的な問い合わせ等にもこれまでどおり対応できるように体制を確保致しますとともに、国、県と同様に新型コロナウイルス対策本部を設置し、協会本部の防災対策室を中心に各サービスセンターとも連携して関係情報の収集と会員への発信、緊急物資輸送に係る会員との連絡調整等に当たることとしておりますのでご承知おき頂きますようお願い致します。

【お問合わせ】

(一社) 神奈川県トラック協会

防災対策室 (総務部)

電話 045-471-5511